第３地震保険契約の基準料率４基本料率および割引率⑵割引率の規定を次のとおり改める。

「⑵　割引率

イ　免震建築物割引率

建物が免震建築物(注1)である場合(注2)は、その建物またはその収容生活用動産に対して50%の割引を行う。

（注１）　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）(以下「品確法」という。)に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）(以下「評価方法基準」という。)において、免震建築物の基準に適合する建築物をいう。以下同じ。

（注２）　免震建築物であることが品確法に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。)等の書類により確認できた場合に限る。

ロ　耐震等級割引率

建物の耐震等級(注1)が下記に該当する場合(注2)は、その建物またはその収容生活用動産に対して下記の割引を行う。ただし、上記イ免震建築物割引率の適用を行う場合を除く。

（注１）　評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級をいう。以下同じ。

（注２）　耐震等級が住宅性能評価書、耐震性能評価書（品確法に規定する登録住宅性能評価機関または建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する指定確認検査機関が交付する建物の耐震性能評価書をいう。)等の書類により確認できた場合に限る。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

ハ　耐震診断割引率

耐震診断または耐震改修の結果、建物が地震に対する安全性にかかる建築基準法またはこれに基づく命令もしくは条例の規定と同等の耐震性能を有することが確認できた場合(注)は、その建物またはその収容生活用動産に対して10%の割引を行う。ただし、上記イ免震建築物割引率またはロ耐震等級割引率の適用を行う場合を除く。

(注)　下記の書類等により確認できた場合に限る。

①　国土交通大臣が定める「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」または「地方税法施行規則附則第７条第６項の規定に基づく証明書」

②　下記ａに掲げる事項がすべて記載され、その内容に相違がない旨を下記ｂに掲げる者のいずれかが記名・押印をもって証明した書類

ａ　記載事項

⑻建物の所在地

⑼耐震診断年月日

⑽「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言

ｂ　証明者

⑻建築基準法に規定する指定確認検査機関

⑼建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士

⑽品確法に規定する登録住宅性能評価機関

⑾地方公共団体の長

ニ　建築年割引率

建物が昭和56年６月１日以後に新築されたものである場合(注)は、その建物またはその収容生活用動産に対して10%の割引を行う。ただし、上記イ免震建築物割引率、ロ耐震等級割引率またはハ耐震診断割引率の適用を行う場合を除く。

(注)　建物登記簿等の書類により確認できた場合に限る。」

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　宮本　孝一

登録番号　27513

事 務 所　東京都千代田区神田鍛冶町３－３
松見ビル３階
法律事務所リライズ

３　処分の内容　業務停止１月

４　処分が効力を生じた年月日
平成25年３月１日

平成25年３月７日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上、身長160㎝前後、男性、頭髪1.5㎝、白髪､所持品は、手袋１双、懐中電灯１個、サバイバルツール１個、鍵３個

上記の者は、平成24年10月３日、東京都青梅市成木７丁目山中で発見されました。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますのでお心当たりの方は、青梅市市民部市民課斎場管理係まで申し出てください。

平成25年３月27日

東京都　青梅市長　竹内　俊夫

無縁墳墓等改葬公告

尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成25年３月27日　愛知県小牧市

１．墳墓等所在地　愛知県小牧市大字岩崎字獨山1342番

１．墳墓等の名称　杲洞寺共同墓地

１．死亡者の氏名及び本籍　平手てる､丹羽利八、栗木松五郎、佐藤房吉、平手一郎、平手泰雲、平手友治、平手こと、平手ひさ、青木やゑ、伊藤せつ、佐藤フミ子、柵木末廣､丹羽平右ェ門、丹羽慶子、伊藤善●、山中達雄、山中鋤子、加藤かち、桑原をべ、平手大十郎、平手てい、佐藤りゆう、玉置弥平、玉置たか、田中知太郎、田中末吉、田中つや、林定吉、宮田米子、平手伊ノ助、平手ちよ、平手しず、その他不詳13件
尚、死亡者の本籍は何れも不詳

１．改葬を行おうとする者　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地　尾張都市計画事業　小牧岩崎山前土地区画整理事業　施行者　小牧市　代表者　小牧市長　山下史守朗

無縁墳墓等改葬公告

那覇市広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の街路及び整地工事の際に出土した無縁墳墓等について改葬することになりましたので、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成25年３月27日　那　覇　市

１　墳墓等所在地　沖縄県那覇市字真嘉比117－１付近、字真嘉比207付近、字古島288付近

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

１　改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業　施行者　那覇市　代表者　那覇市長　翁長　雄志